

第10回国連地名標準化会議報告

Report on the 10th United Nations Conference on Standardization of Geographical Names

企画部 金子純一 基本図情報部 笹川 啓

Planning Department Junichi KANEKO Topographic Department Akira SASAGAWA

要 旨

2012年7月31日から、アメリカ・ニューヨーク国連本部において第10回国連地名標準化会議が開催された。会議には、国家地名委員会、地理空間情報当局、地名学者（地理、地図、言語など）、外交官からなる各国の代表者らが一同に会し、地名標準化に係わる活動報告をもとに議論が行われた。前回会議以降の5年間の各国や作業部会における地名標準化活動に焦点が当てられ、最終日には、決議が採択された。

国土地理院は、日本政府代表団の一員として同会議に参加したので、その概要を報告する。

1. はじめに

我が国では、地名標準化に係わる国家地名委員会が法律で設立されておらず、政府組織として地名標準化を所管する機関が存在しないこともあり、地名標準化についての活動は活発ではない。そのため、地名標準化に係る法律、国家地名委員会の活動に係わるテーマなど直接関係しないものがある。とはいえ、国連地名標準化会議は、各国の地名標準化活動の情報が集約されることから多くの情報が得られる。地名の標準化活動の全容を理解し日本の置かれた位置を知り、今後の活動につなげていきたい。

（文中の国名・地名等は、通称・略称等を用いて表記する。）

国連地名標準化会議及び国連地名専門家グループ会合について（以下、国土地理院時報第119集 p.121 から引用、一部修正）

1. 経緯

国連創設後間もない1948年、その主要機関である経済社会理事会内の議論において、特に地図作成に関係する地名の標準化の問題が提起され、1959年に同理事会は、事務総長に対し地名標準化の問題解決に向けた取り組みを求める決議715A（XXVII）を採択した。これが契機となり、1967年、最初の国連地名標準化会議「United Nations Conferences on the Standardization of Geographical Names（略称：UNCSGN）」がジュネーブにおいて開催され、以後概ね5年に1度開催され、これまで9回開催された。

2. 目的

国連地名標準化会議は、「地名の国内標準化に関する情報の国際的な普及促進及び非ローマ字表記をローマ字へ変換する単一方式の承認により、国内及び国際的標準化を促進するための議論の場を提供すること」を第一の目的としている。

すなわち、国内統一、表記方法に関する技術的課題に関する情報交換、解決に向けた議論などを行う場であり、個々の地名の審議などは行っておらず、これまで会議で標準的な地名の決定や個別の地名を左右する決議が行われたことはない。

3. 国連地名専門家グループ（UNGEGN）

会合では、各国政府の指名による地名専門家に参加し、役員はその都度選出される。事務的な取りまとめについては、国連経済社会局統計部が行っているが、会議の実質的な議論の進行及び実際の活動は、国連地名専門家グループ「United Nations Group of Experts on Geographical Names」と呼ばれる組織が行っている。（以下、略称である「UNGEGN」と表記する。）

UNGEGNは、前述の経社理決議715A（XXVII）により設置された地名標準化の技術的問題を検討するための経済社会理事会の補助機関（Subsidiary Body）のうちの一つであり、各国政府により指名される地名専門家が24の地域・言語部会を構成するほか、課題毎に10の作業部会が設置されている。

4. 成果

これまで9回国連地名標準化会議における決議は、経済社会理事会に報告されるとともに、国連・加盟国・UNGEGNは決議に基づき実質的な活動を行ってきた。

前回第9回会議までに採択された195本の決議のうち、主なものは次のとおりである。

- 各国による国家地名機関の設置、地名集作成
- 各国が提案する地名のローマ字化方式の承認
- エクソニム（地名の外来呼称）の削減
- 技術用語集、国名集、各国の地名ガイドライン整備
- 途上国への援助、教育や研修の実施
- 標準化手法をマニュアルにまとめ、配布する

2. 第10回国連地名標準化会議

2.1 概要

2.1.1 参加国及び出席者

今回の会議には、以下の各国及び組織等から約280名の参加があった。(参加登録リストによる)

- 各国・地域等代表
国連加盟 73 カ国, 280 名(登録)
- 国際機関
ICA (国際地図学協会)
IHO (国際水路機関)
PAIGH (汎米地理歴史協会)
FIG (国際測量者連合)
ICOS (国際名称科学会議)
ICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)
- 国連関係機関
UNESCO (国連教育科学文化機関)
WHO (世界保健機構)
UNECA(国連アフリカ経済委員会)
- その他
Google Earth, ワルシャワ大学等 (オブザーバー)

我が国は、第2回会議から参加しており、国土地理院からは第3回以降毎回継続して職員を派遣している。今回初めて学識経験者として田邊裕東京大学名誉教授、渡辺浩平帝京大学准教授が参加した。

政府代表団

代表 山崎純国連日本政府代表部大使(団長),
田邊裕東京大学名誉教授, 金子純一国土地理院地理空間情報国際標準分析官, 角南明彦外務省国際協力局専門機関室長

代表代理 高橋克彦国連日本政府代表部公使, 上田肇国連日本政府代表部参事官, 渡辺浩平帝京大学准教授

アドバイザー 川口伊靖外務省国際協力局専門機関室長補佐, 笹川啓国土地理院基本図情報部地図情報技術開発室長補佐

2.1.2 会場

会場は、国連本部の会議室が使用された。席次は各国アルファベット順に並べられ、1ヶ国あたり1名の代表席と背後に若干名が控えることができる。後列にはオブザーバー席が設けられていた。(写真-1, 2)



写真-1 ヘレラン議長(右から三番目)、国連統計部(左からステファン担当課長、チェン統計部長)



写真-2 会議の様子(後部はオブザーバー席)

2.1.3 進行方法

議事の進行は、各国等から提出されるレポートに基づいて行われる。各レポートは議題ごとに割り振られ、議題は番号順で進行せず、会議運営上の都合で順は前後した。

締め切りまでに提出されたレポートは、サマリー部のみ国連6ヶ国語の公用語に翻訳されて添付された。開催期間中に入ってもレポートは受け付けられ、国連ホームページにアップロードされた。今回の会議に各国・UNEGN・関係機関等から提出されたレポートは最終的に約220本となった。

一部議題を除き、各レポートは提出者によりその要旨が概ね5分程度で発表され、レポートの発表後、各国の質疑応答、異議、意見の表明等があり、最後に議長から簡単な総括が行われ、次の議事へと移った。

専門的な内容についてはテーマ毎に複数設置される技術委員会(Technical Committee)で議論された。最後に、決議が採択され、議論の結果が議事録の形

でまとめられ報告書として承認された。議事録の一部は合意に至らず継続調整となった。

2.1.4 日程

会議は二週間に亘り、会議時間は午前 10:00～13:00、午後 15:00～18:00 で、時間外にも各種会合や打合せ等が行われた。

- (7月30日 第27回 UNGEGN 会合：前半)
- 7月31日 総会（開会式、組織事項、主要議題）
- 8月1日 第一技術委員会
- 8月2日 第一・二技術委員会
- 8月3日 第二技術委員会
- 8月6日 総会（一部議題）第四・三技術委員会
- 8月7日 総会（一部議題）第四技術委員会
- 8月8日 総会（一部議題）
- 8月9日 総会（決議・報告書採択、閉会）
- (8月10日 第27回 UNGEGN 会合：後半)

2.2 開会

議長としてノルウェーのヘレラン（Helleland）氏が、また他の役員も満場一致で選出された。このほか、議事進行規約、議事進行方法、議事次第が事務局原案通り承認されたほか、会議進行に関する諸手続が行われた。

主な役員と各委員会の担当議題は次のとおりであった。

会議全体の役員

- 議長：Botolv Helleland（ノルウェー）
- 副議長：Abdul Kadir Taib（マレーシア）
Milan Adamic（スロベニア）
- 書記：Peder Gammeltoft（デンマーク）
- 編集主任：Trent Palmer（米国）

第一技術委員会

- （議題 8, 9：国内標準化、文化・遺産・固有の地名）
- 議長：William Watt（オーストラリア）
- 副議長：Naima Friha（チュニジア）
- 書記：Caroline Burgess（英国）
Hubert Bergmann（オーストラリア）

第二技術委員会

- （議題 11：地名データファイルとガゼッタ）
- 議長：Pier-Giorgio Zacchedu（ドイツ）
- 副議長：Eman Oriebly（エジプト）
- 書記：Laura Kostanski（オーストラリア）
Sungjae Choo（韓国）

第三技術委員会

- （議題 10, 13, 14：エクソニム、アルファベットと発音、国名）
- 議長：Leo Dillon（アメリカ）

- 副議長：Peter Jordan（オーストリア）
- 書記：Donall Mac Giolla Easpaig（アイルランド）
Peeter Pall（エストニア）

第四技術委員会

（議題 12, 15, 16：用語、地名教育、単一主権を越える地名）

- 議長：Ferjan Ormeling（オランダ）
- 副議長：Staffan Nystrom（スウェーデン）
- 書記：Wendy Shae（ニュージーランド）
Leif Nilsson（スウェーデン）

2.3 会議における議論

2.3.1 総会での議論

下記の議事次第で会議は進行した。議事の進行は議題番号順ではなかった。

第10回国連地名標準化会議 議事次第

- 議題 1 開会式
- 議題 2 議長選出
- 議題 3 会議進行に必要な手続き
 - (a) 手続き規約の採択
 - (b) アジェンダ採択
 - (c) 会議議長以外の選出
 - (d) 組織作業
 - (e) 各国代表の会議参加への信任
- 議題 4 第9回地名標準化会議以降の地名標準化の進捗状況についての各国報告
- 議題 5 第9回地名標準化会議以降の地名標準化における各地域・言語部会進捗状況報告
- 議題 6 各種会議等
- 議題 7 経済的、社会的効果を含む国連決議実施状況
- 議題 8 国内標準化
 - (a) 地名収集
 - (b) 地名の室内処理
 - (c) 多言語地域の地名の取り扱い
 - (d) 国家地名当局、立法、政策、手続きに関する管理体制
 - (e) 地図等編集者のための地名ガイドライン
- 議題 9 文化、遺産、アイデンティティ（先住民・少数民族・地域言語地名）

- 議題 10 エクソニム
- 議題 11 地名データファイルと地名集
- (a)要求内容
 - (b)データモデルと分類
 - (c)データメンテナンス
 - (d)データ標準化と相互操作性
 - (e)データサービス, アプリケーション, 生産物(地名集, ウェブサービスなど)
- 議題 12 地名標準化用語
- 議題 13 表記システムと発音
- (a)ローマ字化
 - (b)非ローマ字表記システムへの変換
 - (c)非表記言語地名の表記
 - (d)発音
- 議題 14 国名
- 議題 15 地名教育
- 議題 16 単一主権領域を越える地名と国際協力
- (a)複数国で共有する地名
 - (b)相互協定
- 議題 17 第 11 回地名標準化会議準備
- 議題 18 会議報告の採択
- 議題 19 決議採択
- 議題 20 閉会

主な議題と議論の概要は、次のとおりである。

議題 4：第 9 回地名標準化会議以降の地名標準化の進捗状況についての各国報告

前回第 9 回地名標準化会議以降 5 年間の各国における地名標準化の進捗状況について、合計 53 本の報告書が提出された。個別レポートの報告時間は割り当てられず、代わりに英国の地名専門家がこのレポートの全体概要を報告した。各国の個別レポートは地名標準化の状況を把握するのに有益な資料である。

日本から韓国の報告書の中の竹島と日本海呼称に関する事実と異なる不適切な表現は受け入れられない旨を発言した。

議題 5：第 9 回地名標準化会議以降の地名標準化における各地域・言語部会進捗状況報告

UNGEGN 地域・言語部会、作業部会 (WG)、タスクチームの前回会議 (2007) 以降の取り組みについて、合計 18 の地域・言語部会などの代表からレポートが提出された。議題 4 と同様に個別の発表は行

われず、副議長 (オランダ) が UNGEGN を代表して全体概要を発表した。この中で UNGEGN のウェブサイトはこれまでの UNCSGN, UNGEGN の会議資料, UNGEGN 地名データベースのポータルサイト, 国内標準化用サンプル文書にまで充実してきていること、また、地名の研究、標準化に携わる国際機関との連携は維持されていることを述べた。

東アジア部会 (日本, 韓国, 北朝鮮) からの提出ペーパーは出されなかった。東アジア部会の暫定議長である韓国の専門家が発言したときに、北朝鮮が日本海呼称問題について提起したために、日本より日本海呼称は国際的に確立した唯一の呼称であることを確認しつつ、技術的・専門的な国際会議に政治的な主張を持ち込む北朝鮮の対応を批判した。

ケニアから東アフリカ部会の報告に関連して、各国で一同に集まる機会が少ないため、日本の JICA により開催されている第三国研修 (ナイロビ) で各国が集まった際に地名の議論をしたい旨発言があった。

議題 6：各種会議等

南アフリカは 2012 年 4 月に南アフリカ地名評議会が開催した国内ワークショップについて報告した。このワークショップでの焦点は、南アフリカ地名評議会法令の改訂に関する議論を含めた、地名標準化への一般参加と協議にあった。

国際名称科学会議 (International Council of Onomastic Sciences : ICOS) からは前回会議以降、会議はトロント (2008 年)、バルセロナ (2011 年) で行われ、次回の会議は 2014 年グラスゴーにて予定されていることが述べられた。ICOS の地名用語に関する作業部会は UNGEGN の地名用語に関する作業部会と連携している。

韓国からは 1995 年にスタートした「海の名称に関する国際セミナー」の 2008 年以降の各年の進捗について報告があった。当初は、特定の呼称問題に焦点が当てられていたが、近年になって、本セミナーの検討課題に広がりを見せた。

国際水路機関 (International Hydrographic Agency : IHO) は海底地形の命名及び、出版物『大洋と海の境界』(s-23) に関する活動について報告した。韓国, 北朝鮮から『大洋と海の境界』は日本海「東海」の併記を採用すべきであった旨の発言があったのに対し、日本より 4 月の IHO 総会の結果日本海単独表記が維持されたのは総会のコンセンサスの結果である旨述べて反論した。

議題 7：経済的、社会的効果を含む国連決議実施状況

国連事務局から前回第 9 回会議で採択された 11

個の決議の履行状況が報告された。

ニュージーランドからはニュージーランド地名評議会における5つの国連決議の実践に関する報告が行われた。

フィンランドからは地名に関する法令のためのイニシアティブと、公的な地名に関する国家標準化機関の設立について報告があった。内容は国連決議、国家標準化機関、標準化された地名のメリットについてであった。

メキシコからは国連決議実践の進展について報告があった。関連としてラテンアメリカ地域・言語部会ではスペイン語版の国連決議が当該部会のウェブページにメンバー国の国連決議への理解を促進するために掲載された。また、メンバー国による実践への支援、将来の参加拡大が望まれている。

評価と実行WG長である韓国から UNCSGN 決議データベースの現状について報告があった。英語版、仏語版ができてはいるがその他の国連公用語についても今後準備される。このデータベースは、www.land.go.kr/ungegn、<http://unstats.un.org/unsd/geoinfo/UNGEGN/confGeneral.html>を通じてアクセスでき、会議、主題、タイトル、用語で検索でき完全な決議文がダウンロードできる。

2.3.2 技術委員会 I (国内標準化)

議題8：国内標準化

a)地名収集

インドネシアからは自然地物の名称収集について報告があった。作成したガイドラインの目的、範囲、収集プロセスについて詳しい説明があった。他の地物タイプに対する作業、領域を越える地物の扱い、野外収集情報の活用について議論があった。

オーストラリアは国家地名集の活用のための地理情報のクラウドソーシングを検討し、主要なテーマと調査結果を述べた。関係して UNGEGN の方針、提供や刊行に必要な品質管理、収集データの規模、収集地名データの容認レベルなどが議論された。

b)地名の室内処理

オーストリアからは5万分1と25万分1の地図の整備再開と変更点の概要が述べられた。この成果はラスター、紙地図で提供され、スロベニア語での公式少数民族地名が含まれている。

フィンランドからは国内のスウェーデン語地名の最新一覧表の紹介があった。この一覧表には綴り、発音、フィンランド語に対応する地名も含まれている。また、市町村合併と以前の市町村地名の扱いについてフィンランド語評議会の決議の紹介があった。National Land Survey of Finland の作る地図では古い市町村名称は居住地名として残るならば地図にも記録されることになる。新地名を選択するプロセスは

少数言語名称の表現スタイルを扱うがごとく議論された。また、数多くの島に対する住所命名法について報告があった。

韓国からは海洋地物の命名活動と題する報告が行われた。

スウェーデンはスウェーデン遺産保護法では優れた地名実践の文言挿入があったと紹介した。

インドネシアからは現在進行中の島の名称の標準化プロセスについて説明があった。データ収集の問題が検討された。

カナダからは地名の文化遺産としての性格を確立、評価、保護するための基準に関する決議案が提案された。また、カナダは地名として商業名称を使用することについての問題を検討し、地名の安定性、質の面からネガティブな影響を説明した。そのような地名使用の抑制を図る決議の採択を提案した。さらに、そのような名称が国家地名集に記録されるのかどうかについても議論された。

メキシコからは国家標準化について報告があった。地名を扱う国家機関は存在せず、地名については国立統計地理院 (INEGI) が担当している。地名のつづりを明確にするなど INEGI での活動が報告された。

中国からは多くの新しい地名の適用が必要とされている、急速な都市開発の進む地域での地名計画についての説明があった。関連して一つの名称を決める際の5つの基本ルールを含む主要な手続きについて説明があった。

ノルウェーからは地名住所の割り当てについて報告され、2010年に施行された法律の紹介があった。新しい開発地域には地域名称の使用が勧められた。商業名称はめったに採用されない。さまざまな機関の命名責任と地名法に従った綴り規則が説明された。

c)多言語地域の地名の扱い

ポーランドから少数民族地名の扱いについて、また少数言語名称の導入に関する進展、ポーランド国外に関する地名標準化委員会のウェブサイトにも現われる最新のリストについて説明があった。

d)国家地名当局、立法、政策、手続きに関する管理体制

南アフリカからは南アフリカ地名評議会の任命について報告があった。

ラトビアからは地名標準化に関する法令に変更があり、地名の保護が初めて含まれたと報告があった。地名情報についての規則文については英語でインターネットにて公開される見通しである。

韓国からは韓国地名委員会の設立について報告があった。従来の2つの地名委員会の機能を合わせたものである。地名、海洋地名に係る地名の承認と変更の手続きについて概要が報告された。

インドネシアからは地形名称の標準化に関する委員会設立のためのガイダンスに関する自治省規則についての詳細な説明があった。国家、州、市町村レベルのさまざまな委員会の構成と責任を規定する法律文の説明があった。言語学の専門家は適切な標準綴りを確立する際のカウンセラーとなった。インドネシア島名に対する緊急な取り組みの必要性について説明があった。現在まで、13,466の島名が標準化されている。

ブルキナファソからは1986年に休止した地名機関に替わって国家地名委員会の設立について報告があった。最初の設立時の失敗について議論された。新しい委員会は領土管理省に属している。

ノルウェーではノルウェー地名法の法改正の話が持ち上がっていて、個人所有物の名称の標準化において、名字の綴りを変更することなく使用する動きがある。例えば、Vik (標準化) 対 Wiig (名字)。地図作成機関などでは同一名称にいろいろな綴りを持ちかねないとして議論がある。

e) 地図等編集者のための地名ガイドライン

現在までに40の「地図等編集者のための地名ガイドライン」(案含む)が提出されている。まだ作成されていない国は編集するよう促された。(日本は2006年に第三版を提出した。)

韓国は初版のガイドラインを報告した。日本はガイドラインの中の竹島と日本海呼称に関する事実と異なる不適切な表現は受け入れられない旨を指摘した。

マレーシアは地名決定のためのガイドラインを紹介した。地名標準化に携わる機関、21の命名規則、提出手続きなどが含まれていた。

デンマークからはグリーンランドを含んだガイドライン改訂版が示された。

オランダ、オーストリア、エストニア、フィンランド、ハンガリーは改訂版を紹介した。

ウクライナは2011年に刊行したガイドラインを報告した。

議題9: 文化、遺産、アイデンティティ、(先住民・少数民族・地域言語地名)

チュニジアは“アラブの春”に起因する地名問題についてアラブ地域・言語部会と共同で編集したペーパーを報告した。エジプト、リビア、チュニジアを例にして地名表記での政治変化の衝撃について分析した。

オーストリアからは公的な2ヶ国語(ドイツ語、スロベニア語)による居住名称を説明した。164の居住地名が紹介された。

オーストラリアはアボリジニとトレス諸島民の遺産と文化の重要性に着目したオーストラリア先住

民地名プロジェクトについて紹介し、国内での先住民地名の記録、使用の進展を説明した。オーストラリアは2015年のトルコ、Gallipoliへのオーストラリア・ニューゼaland軍団上陸100年を記念して記念命名プロセスを説明した。Gallipoliにおけるエンドニムもトルコとの相談に含まれていく。

チュニジアは言語と、現在まだ地図に表れている植民時代の地名遺産に焦点を当てた国内地名の状況を説明した。野外調査者の言語的知識の欠如、詳細調査の問題をあげた。2011年革命の衝撃についても検討された。

カナダからは17のオジブワ語地名の収集と反映についてオンタリオ州、ピカンギクム(Pikangikum)先住民族インディアンと連携したプロジェクトの概要が紹介された。協議過程、名称の適切な提示、二重の名称を認定する際の背景など議論された。

ノルウェーは地域社会での地域地名の認識を高めるためのパイロットプロジェクトについて報告した。地名の収集、表現、語源について説明があった。

中国からは地名の文化遺産を守る活動について報告があった。

グルジアからは国名、民族名のグルジア語用語について紹介があった。

2.3.3 技術委員会II (技術課題)

議題11: 地名データファイルと地名集

地名データファイルのWG長は前回会議以降の取り組みについて報告した。そのなかで、ISO, OGC (Open Geospatial Consortium) とUnicodeとの連携について触れた。国連は空間データインフラ(UNSDI)の一環としての地名集骨格プロジェクトを進めようとしている。他の地名ファイルと国連地名集との連携は、UNGEGN 地名データベース、GeoNyms (UN Economic Commission for Africa), EuroGeoNames プロジェクト、地名に係るINSPIRE仕様、国際名称科学会議の地名部門とあった。

a) 要求内容

オーストラリアは地名集の目的・定義の再検討を提案した。非公的な、暫定的な、商業的あるいは口語的名称など地名集の伝統的な情報でないもの、また郵便番号や国勢調査街区の番号に対する要請が高まっている。公的な命名過程の記録、非公的の地名の情報源、文化的なつながりの反映、情報提供の手立てとして地名集の再構成への要請があった。

b) データモデルと分類

該当するペーパーはなかった。

c) データメンテナンス

マレーシアは2004年以来の権威のある地名データベースとウェブ地名集の開発の概要を報告した。その地名集には地域の名称、歴史情報、政府使用の

ための公的な地名が含まれている。アラビア文字、マレー語の音声で使用できる。2013年に刊行される1万分1地図の地名と調和している。

インドネシアは新しい法律について報告した。インドネシア地理空間情報当局であるBIGが管理するデータベースのため地名収集の義務化が含まれている。2004年以来2万5千分1、5万分1地形図作成のため地名が野外収集されてきており、現在パプア含む地域をカバーしている。目的とするところは地名の権威を有するソースとしてインドネシア地理空間データインフラ(Ina-SDI)に地名集を調和させることにある。

d)データ標準化と相互操作性

オーストラリアからは識別子によるデータ照合について議論があった。地名に符した識別子コードを介して他分野の情報とリンクさせ、データ解析に地名集を活用することが提案された。リンクされたデータ技術を用いた地名集サービスの改革プロジェクトはオーストラリアの海外援助機関であるオーストラリア国際開発庁 AusAID から資金援助され、豪州連邦科学産業研究機構(CSIRO)により開発された。この関連プロジェクトがインドネシアにおいてBIGの協力のもとで進められている。

フィンランドは国家SDIプログラムのひとつの目的に地名を加え、地理空間データセットの相互運用性を支援する手法の提供と位置づけた。国家地理空間情報当局は地名レジスターの中で標準地名の維持を行っている。他の機関はその地名レジスターの場所コード、地名コードを活用して、機関間のデータ連結を可能にしている。

メキシコからは情報重複、地名命名の基準を3つに低減したこと、データをひとつの新しい国家標準にして2012年に提供されることが報告された。

カナダからはカナダの先住民言語で使用されている特別な文字の格納、表示問題について報告があった。カナダ地名委員会はISO-639言語コードを採用し、地名集やウェブサイトはUnicode UTF-8文字コードが使用されている。

オーストラリアは南オーストラリア州でのプロジェクトを報告し、州地名集を住所、他の州政府の地理空間情報データセットに統合している。州の地形データセットのデータが公的な地名集に合致しているのか確認する照合過程が必要とされている。その結果、地形データセットはすべての地物名に対して公的・地名集由来のユニークなIDが付され、ユーザーの利便に貢献している。

e)データサービス、アプリケーション、生産物(地名集、ウェブサービスなど)

日本からは、「地名データの自動処理」と題して、地名データベースに関して、基盤地図情報、電子

国土基本図(地名情報)と電子国土ウェブシステムを紹介し、有償、無償のさまざまな地名データベースを説明した。2007年に地理空間情報活用推進基本法が制定されて以来、基盤地図情報が国土地理院で整備されてきたこと、2万5千分1地形図由来の47万地名が含まれていること、データは公開される予定であることなどである。これに対し、議長・イギリス・中国から、居住地名は国土地理院が所掌しているのか、位置座標を持っているデータベースはどれか、地名データベースにローマ字が含まれるのか、ローマ字変換方式はどれなのかについての質問があった。

ニュージーランドはウェブや2012年末に公開されるLand Information New Zealand(LINZ)を通しての既存のデータサービス内で公開される新しい地名集システムの概要を報告した。ニュージーランド地名評議会は公的、非公的な地名にアクセスできる最新の標準に準拠した地名集システムを開発している。それは行政の内外からのユーザーアクセスに対応している。

エストニアはエストニア語研究所の地名データベースを含めて5つの地名情報源を紹介した。そのデータベースには141,000の記録と400,000地名の異名(標準の語とつづりの異なる語)が含まれている。音声や語源の専門家による異なる情報収集は提供されているデータやシステムに反映され、複数のデータベースを総合的な一つのものにするには難しいが、将来そのようになる見込み。

フィンランドは農業森林省の法令に基づいて、National Land Surveyがウェブサービスで2012年5月現在、地形データセットを無償でダウンロード提供している。12ヶ月間で所定の名称データファイルは4,119、小縮尺地図データファイルは7,254のダウンロードがなされた。

ドイツからはEuroGeoNamesの維持管理の現状が説明された。2006年から2009年の間に参加各国の国家公式地名集をリンクすることでヨーロッパ地名インフラが構築された。この管理は2009年以来Eurogeographicsとドイツ連邦地図測地庁(BKG)が担当してきた。現在の焦点はEU27加盟国をカバーするクラウドベースのシステムを構築することである。また、連邦政府、州、市町村が連携してデータを提供して、ジオポータルを実現した。ジオポータルはドイツ国内の空間データ、場所、住所、主題図が検索できるようになっている。このジオポータルはBKGで運用されている。

ポーランドは国家地名レジスター(PRNG)の維持における測量機関長の役割を説明した。現在、198,356の対象物が属性とともに地名集に入っている。その地名集は公的な名称リストとして法令で定

義され、新しいオンラインデータベースシステムは収集、更新、共有を GEOPOTAL ウェブサイトで可能としている。そのデータベースはポーランド国内の名称を含んでいるが、将来国境を越えた名称が含まれていく。

韓国からは 2003 年以降地方自治体の参加のもと国土地理情報院 (NGII) で地名管理システムが開発されてきたことを説明した。新しい地名管理システムは Linked Open Data (LOD) を含み、NGII のウェブサイトから提供されている。

北朝鮮は地名の標準化における地名委員会の責任について報告した。地名の提供は行政地名管理システムのクムガンサン (Kumsugangsan) で行われている。このシステムではデータは MySQL データベースに格納され、縮尺 25,000 分 1 で表示するための行政地名と行政上の境界を管理している。

2.3.4 技術委員会Ⅲ (エクソニム、ローマ字化、国名)

議題 10 : エクソニム

日本からは陸地名と海洋名称 (大洋と海洋) 間の違いについて発言を行った。その違いによりエクソニム/エンドニム二元論は海洋には適用されず、地域名称と国際名称の区分がより重要とした。

本 WG 長は前回会議以降の活動としてエクソニム/エンドニム区分、エクソニム使用のガイドラインと基準、エクソニム使用の傾向をあげた。多くの議論を行ってきたが結論を得るには至っていない。現在のエクソニム/エンドニム定義については多くの専門家が不満としている。他の定義の基礎ともなるので再検討が必要であると述べた。

ポーランドからはポーランド外国地名標準化委員会によって準備された最新の世界ポーランド語地名リスト (2012 年末刊行) が紹介された。本に加えて委員会ウェブサイト PDF で提供される。

オーストリアからはエクソニム/エンドニム区分を言語学的、社会的、文化地理的、法的、政治的側面、並びに命名過程における地域社会の役割、地域社会 (community) と地物との関係がエンドニム/エクソニムの基本的な基準であることが強調された。エクソニム/エンドニム区分はいくつもの異なる言語を持つ地域社会 (community) に限定されず、なぜ区分の定義基準に community が language に置き換わらなければならないかが説明された。結論としてエンドニムとエクソニムの新しい定義の提案があった。

フランスからは特にエクソニムの事柄に関して UNCSGN と UNGEGN の作業は時に国連が宣言したように文化の多様性の保全に関係した高次元の原則に十分な考慮のない標準化に焦点を当てたと発言し

た。

北朝鮮からは国家標準化プロセスの一部として北朝鮮におけるエクソニムの改訂について報告があった。

議題 13 : 表記システムと発音

a) ローマ字化

ブルガリアは 2009 年制定の音訳法 (transliteration) についてブルガリア語アルファベットのローマ字化システムと規則を紹介した。オーストリア、スロベニアから完全な可逆性を有しないので留保の意見が出された。ワーキンググループ長は提案されたシステムへの全員一致の支持が得られなかったと発言した。

オーストリアはオーストリア地名委員会 (AKO) のウクライナ語キリルアルファベットのローマ字化に関する宣言について報告した。可逆的な変換を有しない音訳法は国連決議に鑑みて採択されないよう求めた。オーストリアはウクライナ語及びブルガリア語音訳法両方とも支持しないことを表明した。ドイツ、スロベニア、オランダが同じように反対し、ロシア、フランスが提案について賛成した。

エストニアはワーキンググループ内に困難な議論があつて理想主義に対する実利主義が対立したケースだと申し立てた。

本 WG 長 (エストニア) はアラビア語、ブルガリア語、クメール語、マケドニア語、ネパール語、ペルシャ語、アルメニア語、ベラルーシ語、グルジア語、モルディブ語、ウクライナ語のローマ字化システムについての情報を提供した。また、ベラルーシ、ブルガリア、イラン、ウクライナが会議での承認を得るべくそれぞれのローマ字化変換システムを会議に提出できると説明があった。アラビア語、グルジア語、ネパール語については議論が継続されている。

ウクライナは政府で承認され、国内で地名のローマ字変換に使用されているシステムを紹介した。オーストリアは第 26 回 UNGEGN で懸念を表明したことを発言した。一方、ロシアはウクライナローマ字変換システムを擁護した。

イランはイラン地名標準化に関するイラン委員会の翻字 (transcription) 作業グループによるペルシャ語のローマ字化システムについて紹介した。このシステムは国内で地名変換に使用されており、国連会議に提出されている。WG 長はシステムの可逆性について懸念があるものの、議論を行い採択に向けて決議案を会議に提出していると説明した。

エストニアはローマ字化システムの可逆性問題について取り組んでいると報告した。ローマ字システムの可逆性をもとの筆記体の書記素 (例えば英語の音素 k の書記素は k と c となる。) の数に対して、

一義的にローマ字化された書記素のパーセンテージを計算することにより可逆性を測る方式が提案された。この方式だと完全な可逆性を有するシステムはなくて、90%を越えると良好だと判断できる。結果、ローマ字化システムの可逆性は義務的でなく性質上推奨されるものと説明した。

ベラルーシはベラルーシ語の地名をローマ字アルファベットに音訳するシステムを報告した。WGでは問題点がなく、会議での採択に進められた。

北朝鮮は2000年8月に刊行した朝鮮語のローマ字化システムの改訂について報告した。韓国は内容について留保しつつ、韓国語の唯一のローマ字化システムの確立に北朝鮮と関与するつもりがあったとした。

b)非ローマ字表記システムへの変換

ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) はカンントリーコードトップレベルドメイン (ccTLD) に非ラテン筆記体の使用を開始したと説明した。中でも、アラビア語、中国語、キリル文字、グルジア語、ハングル、タイ語、インド語派の筆記体である。

c)非表記言語地名の表記

ペーパーは提出されなかった。

d)発音

本WG長はその目的、ワークプラン、会合、発音に役立つオーディオファイルを含む議論トピックを紹介した。このWGの将来の役割は地名に係るオーディオ発音ガイドの作成をアドバイスし促進させることとした。

議題14：国名

本WG長からUNGEGNで編集した194の国名のリストが紹介された。

パレスチナはこのリストに追加するよう要請した。これに対してカナダ、イスラエルから反対があった。

ギリシャはISO国名言語コードに加えてこのリストでのマケドニアの言語ラベルについて懸念を表明した。

本WG長は国などの地名当局で編集した国名リストのウェブリンクを紹介した。いくつかの地理空間情報当局はこのUNGEGNリストと異なっているのでWGとしてはこのリストに追加することを歓迎した。

ポーランドは国と非自治地域の公式名称リストを紹介した。リストにはポーランドが認めた国名と69の非自治地域及びその首都が付随している。アルゼンチンは内容に対して留保を表明した。パレスチナからはリストへのパレスチナの記載に関して強い留保があった。

キプロスからはキプロス地名標準化常置委員会で編集した国名及び首都リストを紹介し、どのようにギリシア語で国名及び首都が標準化されているのか示すことが目的だと説明した。

2.3.5 技術委員会IV (国際プログラム、交換)

議題12：地名標準化用語

オーストラリアからはインドネシアのプロトタイプ地名集フレームワークを開発するときに判明した、リンクされた地名集構造に異なる国の複数の地物タイプを関係付け統合する際の問題点を説明した。国連空間データインフラ (UNSDI) に貢献するため、すべての国の実行による共通地物タイプリスト (多言語と多文字種) の開発を勧めた。そして、この問題に取り組むため特別な委員会の設立を求めた。

インドネシアは2014年に完成する地域言語総称用語 (地名の普通名詞部分) の標準化について説明した。この標準形は地名データベースの名称照合に使用される。WG長は2008年にICOS用語グループと連携を確立したこと、これまで新しい用語や用語の修正に関して議論を行ってきたものの現在のUNGEGN地名用語集に変更はないこと、WGとしては地名用語データベースの確立を待っていることを述べた。

議題15：地名教育

地名研修のWG長は国内標準化に関係して高等教育や特別なトレーニングのため、2週間の国内地名コースの提案について説明した。コース内容は2004年以降の既存コースの内容を基礎におくものとなっている。コース基準、プログラムが提案された。フランス語、アラビア語、ポルトガル語が話せ、費用自分持ちの講師が求められている。

オランダからはUNGEGN-ICA BSc レベル地名ウェブコースの紹介があり、現在20のモジュールができています。オンラインコースは研修コースに参加できない人に効果があり、将来の高等なトレーニングの基礎を作るものとなる。

インドネシアは地方自治体が標準化を進めるために職員能力向上に支援したことを報告した。2010年以来ナショナルチームが毎年4回すべての州、市町村をカバーされるようトレーニングを行ってきた。内容は技術能力の向上、地域住民とナショナルチームのより効果的なコミュニケーションを促進させるものとなっている。また、インドネシアからは2012年9月に開催される、UNGEGNから支援を受けた第4回国際地名トレーニングコースが紹介された。60名まで、インドネシア政府及び自治体職員、新設されたアジア南東地域言語部会からの参加者を予定している。

PAIGH (the Pan American Institute of Geography and History) はエクアドル, スペイン, ホンジュラスで行った地名トレーニングと応用地名のオンラインコースの開発を紹介した。

アフリカ中央地域・言語部会からカメルーン, ヤウンデで 2010 年に行われた最初のトレーニングワークショップについて紹介があり, カメルーン, コンゴ民主共和国, チャドから 40 名が参加した。

議題 16 : 単一主権領域を越える地名と国際協力

a) 複数国で共有する地名

韓国及び北朝鮮から, 国際社会は日本海「東海」併記を採用すべきと主張する各々のペーパーに基づく発言があったのに対し, 日本から, この会議は本来政治的な問題を議論すべきではないと述べた上で, 日本海呼称は国際的に確立された唯一の呼称である旨述べて反論した。なお, この関連で, フランスの代表より, 日本海単独表記は 19 世紀に遡る国際的な慣習であり, フランス政府の方針は日本海単独表記の使用であるとの発言があった。

b) 相互協定

提出されたペーパーはなかった。

2.4 決議・次回仮議題採択

議題 19 : 決議採択

a) 決議

技術委員会及び専門家グループ会合作業部会などから提案された, 合計 11 本の決議が採択された。主な決議は次のとおり。

- 決議 1 第 11 回会議は 2017 年, 次回専門家グループ会合は 2014 年の前半に開催
- 決議 2 次回専門家グループ会合はアジア地域で開催
2014 年はタイ, バンコクの予定。
- 決議 3 文化遺産としての地名の制定・評価の基準次の基準が推奨された。
- ・記録から示される地名命名の時代
 - ・現在までの使用期間で示された, あるいは歴史に勝った注目すべき能力による地名の回復力
 - ・名称あるいは名称が示す地名学的事実の希少性
 - ・名称あるいはその場所に特別で, 文化的, 地理的, 歴史的, 社会的他のリアルティを包含する性質についての人々の声
 - ・名称とその対象場所に関係する所属感に対応する名称の魅力
 - ・名称, あるいは必ずしも歴史や地域的なトリビア(豆知識)を参照してのイメージや考えでなく, 使用者の中に考えや強く豊かなイメー

ジを吹き込む能力を有する想像性

決議 4 商業地名の抑制

国家地名委員会は基準を採用して, 地名の商業化を含むさまざまな実践や商業目的のための地名命名を減退させるよう課題に取り組むことを勧告する。

決議 5 アジア南西・太平洋南東部会をアジア南西部会と太平洋南東部会に分割

決議 6 ベラルーシ地名のローマ字化

決議 7 ブルガリア地名のローマ字化

決議 8 イラン地名のローマ字化

決議 9 ウクライナ地名のローマ字化

決議 10 地名標準化作業のサポート

UNEGN の地名専門家は継続した国連統計部の支援を受けて, 引き続いて規則と, 今回並びにこれまでの決議に従って積極的に責任を遂行することを勧告する。

決議 11 地名のウェブ教育

地名トレーニング WG で開発されてきた地名ウェブコースは ICA のものと統合して, UNEGN ウェブサイトで維持され, 地名スタッフの基礎教育とトレーニングに活用されるよう勧告する。

決議 12 謝辞

b) 次回仮議題

第 11 回国連地名標準化会議の仮議題が採択された。

第 11 回国連地名標準化会議の仮議題

1. 開会
2. 会議議長の選挙
3. 組織事項
 - (a) 手続きルールの採択
 - (b) 議題の採択
 - (c) 議長以外の役員の選挙
 - (d) 組織作業
 - (e) 会議参加者の信任
4. 各国の状況と前回以降の地名標準化の進展
5. 国連地名専門家グループ, 言語・地域部会, ワーキンググループ, タスクチームの前回以降の活動報告
6. 国家的・国際的会合, 会議, シンポジウム, 広報と出版
7. 経済的, 社会的効果を含む国連決議実施状況
8. 国家標準化
 - (a) 地名の野外収集
 - (b) 地名の室内処理
 - (c) 多言語地域での地名の扱い
 - (d) 国家地名当局, 立法, 政策, 手続きに関する管理

体制

(e)地図等編集者のための地名ガイドライン

9. 文化、遺産、アイデンティティとしての地名
(原住民族、少数民族、地域言語名称)

10. エクソニム

11. 地名データファイルと地名集

(a)要求内容と標準

(b)データ管理と相互操作性

(c)データサービス、アプリケーション、生産物

(地名集、ウェブサービスなど)

12. 地名標準化における用語

13. 表記システムと発音

(a)ローマ字化

(b)非ローマ字表記システムへの変換

(c)文字なし言語の名称表記

(d)発音

14. 国名

15. 地名教育

16. 一つの主権を超える地物と国際協力

(a)2つ以上の国にまたがる地物

(b)二国間/多国間合意

17. 第12回国連地名標準化会議の準備

18. 会議決議の採択

19. 会議報告の採択

20. 閉会

2.5 特別プレゼンテーション等

a) 特別プレゼンテーション

- ・ アフリカ～その未来へ (国連アフリカ経済部)
- ・ UNOCHA の地名に関する業務 (国連人道問題調整部)
- ・ UNSDI ガゼットのフレームワーク (インドネシア代表)
- ・ 無形文化遺産 (国連教育科学文化機関: ユネスコ)
- ・ UN-GGIM と UNGEGN (国連統計部)
グレッグ・スコット氏 (豪) は、精度の異なる地理空間情報の重ね合わせが上手くできた例として、東日本大震災の直後に国土地理院が作成した津波浸水域図や福島警戒・非難区域図を挙げた。
- ・ 地名と地理空間情報: その影響と考察 (UN-GGIM)
- ・ UN cartography における地名の役割と責任 (国連地図課)

b) ワークショップ

昼休みや早朝等の空き時間を有効利用して、UN GEGN 各部会 WG 長等が主催するワークショップが開催された。

政府代表団はエクソニム WG, 地名データファイ

ル WG 等に参加した。エクソニム WG においては従来から、海洋名称へのエクソニム/エンドニム区分の適用をめぐる複数の考え方が議論され、例示に呼称日本海と同海域での地理的範囲の適用案が示されてきた。また、エクソニムの新定義が併行して議論されている。新定義に関しては日本を含む WG メンバーの多くから否定的な見解が述べられた。ヨルダン WG 長はエクソニム定義については議論が収束していないことを認め、諸見解も踏まえて引き続き検討する旨述べた。

3. 第27回国連地名専門家グループ会合

第27回専門家グループ会合は下記の議題で第10回国連地名標準化会議を挟むかたちで2012年7月30日と8月10日にニューヨークの国連本部で開催された。

1. 開会
2. 議題の採択
3. ワーキンググループの報告
4. リエゾン連絡員の報告
5. 第10回国連地名標準化会議の組織事項
6. 国連地名専門家グループ規則の再検討
7. 役員の選出
8. 第10回会議決議の実行のための計画
9. 将来に要求されるワーキンググループ
10. 第28回 UNGEGN 会合の仮議題
11. その他

前回本会議以降5年間の各作業部会の進捗状況が報告された。

新役員の選出、本会議で採択された決議の実行方針、今後の作業部会のあり方等を討議した。

今後5年間の専門家グループ会合運営体制は下記の通り。

議長 : ワット (William Watt)

オーストラレーシア地名委員会議長/南オーストリア州計画・輸送・インフラ局

副議長 : オルメリング (Ferjan Ormeling)

オランダ・ユトレヒト大学地図学教授

フリハ (Naima Friha)

チュニジア国家地図リモートセンシングセンター中佐 (技術)

書記 : ガメルロフト (Peder Gammeltoft)

デンマーク地名委員会/デンマークコペン

ハーゲン大学助教授

パーマー (Trent Palmer)

国家地名委員会外国地名事務局長/米国

国防総省国家地理空間情報局 (NGA)

作業部会 (WG) は下記の通り。

作業部会 (10 部会)

評価と実施, 地名研修, 地名集及び地名データファイル, 地名用語, ローマ字化, 国名, 出版及び資金調達, エクソニム, 発音, 少数・先住民族地名促進

地域・言語部会は下記の通り.

地域・言語部会 (24 部会)

アフリカ中央, アフリカ東, アフリカ南, アフリカ西, アラビア語圏, 東アジア (中国除く: 日本, 韓国 (暫定議長), 北朝鮮), アジア南東 (分割後), 南西太平洋 (分割後), バルト語圏, ケルト語圏, 中国, オランダ及びドイツ語圏, 東中央及び南西ヨーロッパ, 東欧, 北及び中央アジア, 東地中海 (アラビア語圏除く), フランス語, インド, ラテンアメリカ, ノルド語, ロマンズ語及びヘレニック語圏, 連合王国, アメリカ・カナダ, ポルトガル語 (下線部会は今回分割設置)

4. 日本海呼称問題

日本としては, 国連地名標準化会議は政治的な問題を扱うべき場でも, 個別の名称について議論すべき場でもないとの基本的な姿勢で臨んだ. しかしながら, 日本海呼称問題と竹島の領有権をめぐる問題は, 上記のとおり, 韓国や北朝鮮の提起を受けて, 下記の議題において計 5 回のやり取りがあった. 外務省のホームページにも報告されているので参考にされたい(参考文献参照).

- ①議題 4 第 9 回地名標準化会議以降の地名標準化の進捗状況についての各国報告
- ②議題 5 第 9 回地名標準化会議以降の地名標準化における各地域・言語部会進捗状況報告
- ③議題 6 各種会議等
- ④議題 8 国内標準化
 - (e)地図等編集者のための地名ガイドライン
- ⑤議題 16 単一主権領域を越える地名と国際協力
 - (a)複数国で共有する地名

なお, 日本海呼称問題以外ではイスラエルとアラブ諸国, トルコとギリシャ, キプロスとギリシャの間の議論が目立った. また, アメリカやカナダから, パレスチナの会議参加自体に疑義のある旨の発言もあった.

5. おわりに

会議では国家地名委員会からの出席者による地名標準化活動が議論の中心となる中, このような地名

機関のない日本においては法律の下での議論に対応することが困難なことも生じている. 従って, 貢献も地名データベース分野など技術的に限定されたレベルとならざるを得ない側面がある.

今回会議に初めて日本から地理学者の参加が行われた. UNGEGN のエクソニム WG ではエクソニム/エンドニム区分の定義関係で日本海と「東海」が対比で議論されている. この会議において海洋名称については国際名称/地域名称区分がより重要であることを日本から指摘した. また, UNCSGN を補完する形で 2011 年に IGU (国際地理学連合) 及び ICA (国際地図学協会) において地名に関する合同小委員会が設置され, 学術的な議論の場ができた. 今後も日本から学者の参加が期待される. 国土地理院においても学者と連携した活動が必要となってきている.

次回 2014 年の国連地名専門家グループ会合は, タイのバンコク国連事務所で行われることが濃厚となっている. 今回会議の議論を踏まえると, 日ごろから国連の地名標準化活動, 特に作業部会(WG) レベルから参加して地名標準化活動に貢献することが必要となっている.

謝辞

会合の全般的な対応において, 外務省国際協力局専門機関室角南明彦前室長, 同室川口伊靖前課長補佐に終始ご指導いただきました. 感謝申し上げます. 国連日本政府代表部上田肇参事官には現地での会議対応において支援を頂きました.

また, 田邊裕東京大学名誉教授, 渡辺浩平帝京大学准教授は会議の全日程に参加し, エクソニム・エンドニム二元論をフランス語で発表され, 加えてエクソニムなどの WG に参加され学術的に貢献されました. 会議期間中には, 国際的な地名問題について知見を賜りました. 谷地正孝横浜国立大学名誉教授, 滝沢由美子帝京大学教授には地名についていろいろと御教授いただきました.

なお, 会合に報告した「Automated data-processing systems of geographical names in Japan」は国土地理院基本図情報部地名情報課藤井稔課長補佐並びに同課水越博子専門職との共同作業で作成しました. また, 国土地理院における本会合全般にわたる対応は地名情報課生巢国久課長, 国際課河瀬和重課長, 国際課野尻琢也課長補佐が担当しました.

参考文献

- 外務省：日本海呼称問題 第10回国連地名標準化会，http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/timei_10.html (accessed 13 Dec.2012) .
- 池田稔（1981）：地名の標準化について，地質ニュース，325，48-56.
- 池田稔（1981）：第9回国連地名標準化専門家会議に出席して，地図19(3)，24-25.
- 小山田安宏（1968）：国連地名統一会議について，地図，6(3)，25-29.
- 金窪敏知（1978）：第3回国連地名標準化会議に出席して，地図，16(1)，10-18.
- 金子純一（1992）：第6回国際連合地名標準化会議に出席して，地図ニュース，1992-12 No.243.pp.18-21.
- 金子純一（1993）：第6回国連地名標準化会議報告，地図31(3)，40-47.
- 金子純一（1995）：第17回国連地名専門家グループ会合報告，地図，33(2)，42-47.
- 金子純一（2012）：第26回国連地名専門家グループ会合報告，国土地理院時報，123，49-59.
- 竹谷千春，金子純一（2010）：第25回国連地名専門家グループ会合報告，国土地理院時報，119，121-134.
- 谷岡誠一（2002）：第8回国連地名標準化会議報告，地図40(4)，42-59.
- 塚原弘一（1988）：第5回国連地名標準化会議について，地図26(2)，13-17.
- 永井信夫（2000）：第20回国連地名専門家グループ会合について，地図38(2)，14-16.
- 丸山弘通（1996）：第18回国連地名専門家グループ会合報告，地図，34(4)，14-20.
- 松田博幸（1983）：第4回国連地名標準化会議報告，国土地理院時報，58，8-14.
- 松田博幸（1983）：第4回国連地名標準化会議の報告，地図21(3)，23-30.
- 南秀和，稲葉和雄（2008）：第9回国連地名標準化会議報告，国土地理院時報，115，27-38.
- 矢口彰（1989）：第14回国連地名専門家会議報告，国土地理院時報，70，53-59.
- United Nations (2009): E/2009/58 Report of the United Nations Group of Experts on Geographical Names on the work of its twenty-fifth session.
- United Nations (2011): E/2011/119 Report of the United Nations Group of Experts on Geographical Names on the work of its twenty-sixth session.
- United Nations (2012): E/CONF.101/L.2 Tenth United Nations Conference on the Standardization of Geographical Name.
- 国連地名専門家グループウェブサイト：<http://unstats.un.org/unsd/geoinfo/ungegn/ungegnConf10.html> (accessed 13 Dec.2012) .